

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	41,917	流 動 負 債	144,187
現金及び預金	1,902	短期借入金	85,178
未収運賃	6,957	リース債務	749
未収金	7,658	未払金	19,938
未収収益	1,620	未払費用	11,594
短期貸付金	15,797	未払消費税等	1,422
販売土地建物	1,182	未払法人税等	27
商 品	55	預り連絡運賃	1,485
貯 蔵 品	1,611	預 り 金	14,596
前払費用	1,448	前受運賃	4,341
その他の流動資産	3,684	前 受 金	1,239
		前 受 収 益	2,355
		その他の流動負債	1,257
固 定 資 産	967,887	固 定 負 債	641,230
鉄道事業固定資産	395,305	長期借入金	383,171
その他の事業固定資産	386,037	リース債務	3,496
各事業関連固定資産	5,585	繰延税金負債	104,819
建設仮勘定	128,795	事業整理損失引当金	11,795
投資その他の資産	52,162	投資損失引当金	233
関係会社株式	6,900	退職給付引当金	14,238
投資有価証券	1,929	その他の固定負債	123,475
その他の関係会社有価証券	1,353	負 債 合 計	785,418
長期貸付金	57,496	(純 資 産 の 部)	
長期前払費用	7	株 主 資 本	223,678
その他の投資等	16,388	資 本 金	100
貸倒引当金	△31,913	資 本 剰 余 金	131,038
		資 本 準 備 金	131,038
		利 益 剰 余 金	92,540
		その他利益剰余金	92,540
		固定資産圧縮積立金	5,734
		繰越利益剰余金	86,806
		評価・換算差額等	708
		其他有価証券評価差額金	708
		純 資 産 合 計	224,386
資 産 合 計	1,009,805	負 債 純 資 産 合 計	1,009,805

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	102,641	
営 業 費	76,014	
営 業 利 益		26,627
そ の 他 の 事 業		
営 業 収 益	97,999	
営 業 費	61,643	
営 業 利 益		36,355
全 事 業 営 業 利 益		62,983
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,320	
そ の 他 の 収 益	1,948	7,269
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,191	
固 定 資 産 除 却 損	1,234	
そ の 他 の 費 用	802	9,229
経 常 利 益		61,023
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,394	
工 事 負 担 金 等 受 入 額	456	2,850
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5	
固 定 資 産 圧 縮 損	556	
災 害 に よ る 損 失	1,980	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,401	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	11,795	20,738
税 引 前 当 期 純 利 益		43,135
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,870	
法 人 税 等 調 整 額	2,438	4,309
当 期 純 利 益		38,826

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

a 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）。

b 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

但し、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法によっております（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。）。

① 販売土地建物

個別法によっております。

② 商品

個別法によっております。

③ 貯蔵品

移動平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

① 鉄道事業の取替資産

取替法（定率法）によっております。

② その他の有形固定資産

定率法によっております。

但し、上記①及び②のうち、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 事業整理損失引当金

北神急行線に関連する鉄道資産の譲渡時に発生する損失の負担に備えるため、損失見込額を計上しております。

(3) 投資損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、その資産状態等を勘案し、出資金額及び貸付金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 鉄道事業における工事負担金等の会計処理

鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うにあたり、地方公共団体等から工事費の一部として、工事負担金等を受け入れております。この工事負担金等を受けて取得した固定資産については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書については、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した工事負担金等相当額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

阪急阪神ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度の適用を受けております。

表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

追加情報

(当社の取締役等に対する株式報酬制度)

当社は、常勤の取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、阪急阪神ホールディングス株式会社の株式を用いた信託を活用した株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を採用しております。

本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しており、役位等に応じて、阪急阪神ホールディングス株式会社の株式及び阪急阪神ホールディングス株式会社の株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度であります。

なお、本制度の対象期間は、2018年3月31日で終了する事業年度から2020年3月31日で終了する事業年度までの3年間であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産（鉄道財団） 384,371百万円

当社は、2005年4月1日付分社型（物的）吸収分割により、阪急ホールディングス株式会社（同日付で阪急電鉄株式会社より商号変更、現 阪急阪神ホールディングス株式会社）の保有する鉄道事業固定資産を承継しております。それに伴い、上記資産は同社の財団抵当借入金の担保にも供しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,531百万円
長期借入金	37,147百万円
合計	38,679百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 591,038百万円

3. 事業用固定資産	有形固定資産	779,314百万円		
	土地	467,631百万円	建物	154,091百万円
	構築物	108,062百万円	車両	30,559百万円
	その他	18,969百万円		
	無形固定資産	7,614百万円		

4. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

阪急阪神ホールディングス株式会社 ※1	518,671百万円
阪神電気鉄道株式会社 ※2	21,309百万円
神戸高速鉄道株式会社 ※1	11,469百万円
北大阪急行電鉄株式会社 ※3	8,181百万円
株式会社阪急阪神フィナンシャルサポート ※1	7,049百万円
株式会社宝塚クリエイティブアーツ	8百万円
合計	566,691百万円

※1 阪神電気鉄道株式会社と連帯保証を行っております。

※2 阪急阪神ホールディングス株式会社と連帯保証を行っております。

※3 保証債務8,181百万円のうち、5,199百万円については、阪急阪神ホールディングス株式会社及び阪神電気鉄道株式会社と連帯保証を行っております。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,356百万円
長期金銭債権	60,145百万円
短期金銭債務	4,150百万円
長期金銭債務	892百万円

6. 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務	40百万円
------	-------

7. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 177,853百万円

損益計算書に関する注記

1. 営業収益	200,640百万円		
2. 営業費	137,657百万円		
運送営業費及び売上原価	96,300百万円	販売費及び一般管理費	8,878百万円
諸 税	8,326百万円	減価償却費	24,151百万円
3. 関係会社との取引高			
営業取引による取引高			
営業収益	10,226百万円		
営業費	14,370百万円		
営業取引以外の取引による取引高	38,738百万円		

4. 貸倒引当金繰入額及び事業整理損失引当金繰入額

神戸市から当社に対して、北神急行線（新神戸駅～谷上駅）の運賃低減に向けた検討として、神戸市交通局での一体的運行（阪急阪神ホールディングスグループからの資産譲受）の可能性について協議を開始することの提案があり、当社では、今回の提案はグループの重要な事業拠点である神戸三宮の活性化につながるものと考え、協議に応じてまいりました。

協議の結果、2019年3月29日に、2020年度前半を目途として、阪急阪神ホールディングスグループは北神急行線に関連する鉄道資産を神戸市交通局へ譲渡する旨の基本合意に達しました。これに伴い、発生が見込まれる損失に備えるため、貸倒引当金繰入額6,401百万円及び事業整理損失引当金繰入額11,795百万円を特別損失にそれぞれ計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月13日 定時株主総会	普通株式	25,201	31,502,333.14	2018年3月31日	2018年6月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月13日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 31,061百万円
- ② 1株当たり配当額 38,826,525.95円
- ③ 基準日 2019年3月31日
- ④ 効力発生日 2019年6月14日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、分譲土地建物評価損の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、土地再評価差額金相当額等であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、グループ会社等からの借入により資金を調達しております。

未収金に係る取引先の信用リスクについては、各事業本部の適切な管理に基づき、リスク低減を図っております。未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

貸付金は、主として子会社への貸付であり、子会社の状況を定期的に確認することで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っております。

借入金の用途は主に、運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、当社は固定金利中心の資金調達を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産の部			
(1) 現金及び預金	1,902	1,902	—
(2) 未収運賃	6,957	6,957	—
(3) 未収金	7,658	7,658	—
(4) 短期貸付金	15,797	15,797	—
(5) 投資有価証券	1,367	1,367	—
(6) 長期貸付金	57,496	25,583	△31,913
負債の部			
(7) 短期借入金 (※)	—	—	—
(8) 未払金	19,938	19,938	—
(9) 長期借入金 (※)	468,349	474,391	6,042

(※) 1年内返済予定の長期借入金は「(9) 長期借入金」に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収運賃、(3) 未収金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、当該帳簿価額より貸倒引当金を控除した金額であります。

(7) 短期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 投資有価証券のうち、非上場株式等（貸借対照表計上額561百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 関係会社株式（貸借対照表計上額6,900百万円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額1,353百万円）は、全て非上場株式等であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪市北区その他の地域において、賃貸オフィスビル及び賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時 価
298,786	529,373

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額であり、その他の物件については固定資産税評価額等の指標に基づく時価であります。

(注3) 開発中物件（貸借対照表計上額22,969百万円）は、開発の途中段階であることから、時価を把握することが難しいため、上表には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	阪急阪神ホールディングス株式会社	被所有 直接 100.0%	債務被保証 債務保証 担保提供 役員の兼任	債務被保証 (注1)	16,871	—	—
				債務保証 (注2)	518,671	—	—
				担保提供 (注3)	40,970	—	—
				子会社株式の売却 (注4)	33,801	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 金融機関からの借入金に対して保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (注2) 金融機関からの借入金、社債に対して保証したものであります。なお、保証料の受取は行っておりません。
- (注3) 財団抵当借入金に対して、当社の鉄道事業固定資産の一部を担保に供してしております。
- (注4) 当社の子会社である阪急不動産株式会社の全株式を譲渡したものであります。
- (注5) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	北神急行電鉄株式会社	所有 直接 27.5%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	長期 貸付金	40,292
関連会社	神戸高速鉄道株式会社	所有 直接 25.9%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付 (注1)	—	長期 貸付金	16,425
				債務保証 (注2)	11,469	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 相手方との協議によりその条件等を定めておりますが、利息の免除及び軽減を行っていません。
- (注2) 金融機関からの借入金に対して保証したものであります。なお、保証料の受取は行っておりません。
- (注3) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社の 子会社	株式会社阪急阪神 フィナンシャルサ ポート	なし	資金の借入 資金の貸付	資金の借入 (注1)	138,280	短期 借入金	83,646
				資金の貸付 (注1)	140,437	長期 借入金	346,023
				利息の支払	6,657	短期 貸付金 未払費用	15,797 26
	阪神電気鉄道株式 会社	なし	債務被保証 債務保証 役員の兼任	債務被保証 (注2)	16,871	—	—
				債務保証 (注3)	21,309	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 阪急阪神ホールディングスグループにおける資金調達の一元化に伴うものであり、金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注2) 金融機関からの借入金に対して保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (注3) 金融機関からの借入金に対して保証したものであります。なお、保証料の受取は行っておりません。
- (注4) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
役員及び その近親 者	阪口春男	なし	当社監査役 不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注1)	53	その他の 固定負債	40
親会社の 役員	荒木直也	なし	親会社の取締役 株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役社長	敷金及び 予約証拠金の受入 (注2)	1,500	その他の 固定負債	23,428

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 不動産の賃貸については、近隣の取引事例を参考に決定しております。
- (注2) 敷金及び予約証拠金の受入については、株式会社阪急阪神百貨店の代表者として行ったものであり、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	280,483,666.77円
2. 1株当たり当期純利益	48,533,157.44円

企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等
(会社分割)

当社は、2018年4月1日付で、当社の子会社である阪急不動産株式会社の全株式を当社の親会社である阪急阪神ホールディングス株式会社に譲渡しました。その上で、当社及び阪神電気鉄道株式会社の不動産事業を会社分割（吸収分割）等により阪急不動産株式会社に移管したとともに、阪急不動産株式会社は阪急阪神不動産株式会社に商号変更し、阪急阪神ホールディングスグループの不動産事業における中核会社となりました。

1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容
不動産事業（賃貸事業・開発事業・分譲事業・ファンド事業等及び不動産事業を営む子会社及び関連会社の株式等）
- (2) 企業結合日
2018年4月1日
- (3) 企業結合の法的方式
当社を吸収分割会社とし、阪急阪神不動産株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割
- (4) 結合後企業の名称
阪急阪神不動産株式会社
- (5) その他取引の概要に関する事項
阪急阪神ホールディングスグループの長期ビジョンに掲げる「梅田・沿線と首都圏・海外の双方における不動産賃貸事業の強化・拡大」「不動産分譲事業等における差別化戦略の徹底的な追求」等の実現に向けて、グループの不動産事業に係る資源・ノウハウを集約し、総合力を最大限に発揮できる体制を構築するとともに、同事業の成長に向けた取組を一層進捗・加速させるため、再編を行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）等に基づき、共通支配下の取引として処理しております。